

不法投棄は犯罪です

不法投棄とは、みだりにものを捨てることを言います。`家電や大型ごみを山林や道路などに捨てること、といったイメージが強いですが、`ポイ捨て、や`指定ごみ袋を使わずにごみを出すこと、なども不法投棄に含まれます。



中身が入ったまま道端に捨てられた`ペットボトル、
→中身を空にして、ペットボトルとキャップ・ラベルを分け、ペットボトルはリサイクルステーションなどへ、キャップ・ラベルはプラスチック製容器包装へ



実際にあった不法投棄の例

道端に捨てられた`洗濯機、
→家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に出す



ストリッ 不法投棄!

問合せ先 廃棄物対策課

分別されずダンボール箱に入れて道端に捨てられた`燃やせるごみ、など
→分別して指定ごみ袋や透明・半透明の袋に入れ、ごみステーションに出す

家電4品目の不法投棄物処理状況

区分	テレビ	洗濯機	冷蔵庫	エアコン	計
平成28年度	82	10	23	1	116
平成29年度	85	13	24	1	123
平成30年度	32	11	15	1	59
令和元年度	38	16	8	0	62
令和2年度	58	23	14	2	97

市は、町会・自治会などと連携した啓発のぼりの設置や職員によるパトロール、郵便局やタクシー会社などの協力による監視・連絡体制の強化など、不法投棄の防止や早期発見に努めています。

また、不法投棄は犯罪であることから、警察と連携して投棄した者への対応を進めており、不適正な処理を繰り返さないよう協力し指導しています。



家電4品目の不法投棄の件数は、近年再び増加傾向にあります

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金またはその両方

10月は北海道の 廃棄物適正処理 推進月間です

不法投棄をさせないために

土地の所有者や管理者は、立ち入りができないようにロープを張ったり、看板を設置したりして、不法投棄の被害に遭わないようにしましょう。

不法投棄を発見したら

不法投棄は、発生から時間がたつにつれて原状回復が難しくなるため、早期発見・早期対応が重要です。

不法投棄と思われるものを発見した場合は、触らずに廃棄物対策課まで連絡をお願いします。市ホームページの不法投棄通報フォームから連絡することもできます。

産業廃棄物は、産廃110番もご利用ください。

通報フォーム



産廃110番 フリーダイヤル
ごみハイ通報
0120-53-8124
(北海道庁 循環型社会推進課)